

本号で公布された条例のあらまし

◇公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定による規模を定める条例(条例第1号)

- 1 公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正に伴い、都市計画区域内等に所在する土地を譲渡する際の届出が不要となる面積規模について特例を定めました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇資金積立基金条例の一部を改正する条例(条例第2号)

- 1 長野県情報通信技術講習推進特例基金を財源とする講習事業の終了に伴い、同基金を廃止しました。
- 2 印刷事業の廃止に伴い、長野県印刷事業運営基金を廃止しました。
- 3 この条例は、公布の日から施行します。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第3号)

- 1 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正等に伴う所要の改正をしました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第4号)

- 1 財政の状況を考慮し、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間、一般職の職員の給料月額及び給料の特別調整額を次のとおり減額するとともに、15歳から22歳までの子に係る扶養手当の加算額を1,000円増額しました。

区 分		現 行
給料月額	部長級の職員	10/100
	課長級の職員	8/100
	その他の職員のうち、職務の級が行政職給料表の4級以上である者及びこれに相当する者	6/100
	上記以外の職員	5/100
給料の特別調整額		10/100

- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 証明事務に要する経費の増大に伴い、県立学校の卒業証明手数料等の額を改定しました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇特別会計設置条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 公債費の管理の明確化を図るため、市場公募債以外の県債についても長野県公債費特別会計により管理するよう改めました。
- 2 印刷事業の廃止に伴い、印刷事業特別会計を廃止しました。
- 3 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 創業促進税制

中小法人の創業及びNPO法人の設立を促進することにより、産業の活性化及び雇用の創出を図るため、平成18年3月31日までの間に創業又は設立をした中小法人及びNPO法人について、創業又は設立から5年間、法人事業税を課税免除することとしました。

2 NPO法人活動支援税制

新たな公的サービスの担い手であり、産業活性化・雇用創出の役割が期待されるNPO法人の自立を支援するため、NPO法人について、1のとおり法人事業税を課税免除するほか、設立から5年間、法人県民税の均等割の減免並びに不動

産取得税及び自動車取得税の課税免除を行うこととしました。

3 その他

諸経費の増大を考慮して納税証明書の交付手数料の額を改定するとともに、事務事業の見直しとして固定資産税の前納報奨金を廃止することとしました。

4 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇長野県短期大学条例の一部を改正する条例(条例第8号)

- 1 平成16年度から学科を改編し、男女共学とすることに伴い、短期大学の設置の目的を改めました。
 - 2 国立短期大学及び国立・私立幼稚園との均衡を考慮し、短期大学の授業料並びに附属幼稚園の保育料及び入園料の額を改定しました。
 - 3 この条例は、平成15年4月1日(1については、平成16年4月1日)から施行します。
-

◇長野県情報公開条例の一部を改正する条例(条例第9号)

- 1 日本郵政公社の設立に合わせ、その役職員に係る情報の公開に関して、独立行政法人等の役職員に係るものと同様の取扱いとするための規定の整備をしました。
 - 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例(条例第10号)

- 1 専修学校専門課程としての位置付けを明確にするため、保育学科の入学資格について、所要の改正をしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇長野県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正に合わせ、長野県介護保険財政安定化基金に係る拠出金の拠出率を1,000分の1(現行1,000分の5)に改めました。
 - 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 身体障害者福祉法の一部改正により、支援費制度が設けられたことに伴い、使用料の額を定めるほか、所要の改正をしました。
 - 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇長野県知的障害者更生相談所条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 知的障害者福祉法の一部改正により、知的障害者の更生援護の実施者が市町村とされることに伴い、所要の改正をしました。
 - 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇児童福祉施設条例等の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 児童福祉法及び知的障害者福祉法の一部改正により、支援費制度が設けられたことに伴い、次の条例について、使用料の額を定めるほか所要の改正をしました。
 - (1) 児童福祉施設条例
 - (2) 長野県西駒郷条例
 - 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 諸経費の増大等に伴い各種手数料の額を改定するとともに、BSE検査その他の新たな事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正をしました。
 - 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇長野県母子休養ホーム条例を廃止する条例(条例第16号)

- 1 施設を利用する者が北信地域の者に偏っていること、公共の保養施設が増加していること等により、県が設置する必要性が薄れたため、母子休養ホームを廃止することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例(条例第17号)

- 1 長野県諏訪湖勤労総合福祉センターの廃止及び長野県戸倉野外趣味活動センター

のレストハウスの廃止に伴い、所要の改正をしました。

- 2 体育館(長野県伊那勤労者福祉センター及び長野県飯田勤労者福祉センター)について、新たに照明料を徴収するほか、所要の改正をしました。
- 3 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇長野県看護大学条例の一部を改正する条例(条例第18号)

- 1 国立大学との均衡を考慮し、授業料の額を改定するとともに、学部特別聴講学生制度を導入することに伴い、授業料の額を定めました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇長野県立病院条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 県内自治体病院との均衡を考慮し、分べん料等の額を改定するとともに、特別再診料及び特別入院料を新設しました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇長野県がん検診・救急センター条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 がん検診・救急センターのがん検診部門の廃止に伴い、施設の名称を長野県救急センターに改めるほか、所要の改正をしました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇理容の業を行う場合に構すべき措置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 理容師法施行令の一部改正に伴い、理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合について定めました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇美容の業を行う場合に構すべき措置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 美容師法施行令の一部改正に伴い、美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合について定めました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇旅館業施設の衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例(条例第23号)

- 1 旅館業法施行令の一部改正に伴い、旅館業施設の構造設備の基準について定め
ました。
 - 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇食品衛生に関する条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 諸経費の増大に伴い許可手数料の額を改定しました。
 - 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇長野県豆腐製造衛生師登録条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 諸経費の増大に伴い試験手数料等の額を改定しました。
 - 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇危険動物の飼養及び保管に関する条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 諸経費の増大に伴い許可手数料の額を改定しました。
 - 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、特定非営利活動法人の事業報告書等
の提出に係る規定の整備を行うほか、所要の改正をしました。
 - 2 この条例は、平成15年5月1日から施行します。
-

◇長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例(条例第28号)

- 1 受益者負担の適正化を図るため、観覧料及び施設使用料の額を改定しました。
 - 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇長野県文化会館条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 受益者負担の適正化を図るため、ホール、会議室等の使用料の額を改定しまし

た。

- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇長野県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、委員の定数を15人(現行25人)に削減することとしました。
 - 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇長野県立自然公園条例の一部を改正する条例(条例第31号)

- 1 自然公園法の一部改正に合わせ、次のとおり改正するほか、所要の改正をしました。
 - (1) 特別地域内で規制される行為に、知事が指定する動物の捕獲等を追加することとしました。
 - (2) 特別地域の一定の区域内への立入人数等を調整する利用調整地区制度を創設することとしました。
 - (3) 良好な自然風景地を保全する目的で、県、市町村又は特定非営利活動法人等と土地所有者とが風景地保護協定を締結できる制度を創設することとしました。
 - 2 この条例は、平成15年10月1日から施行します。
-

◇長野県希少野生動植物保護条例(条例第32号)

- 1 県内に生息又は生育する希少野生動植物を保護するため、次のとおり条例を制定しました。
 - (1) 希少野生動植物の保護に関する県、事業者及び県民等の責務を定めました。
 - (2) 指定希少野生動植物(希少野生動植物のうち特に保護を図る必要があるものとして知事が指定するもの)の生きている個体の捕獲等をしようとする場合は、知事への届出を義務付けることとしました。
 - (3) 特別指定希少野生動植物(指定希少野生動植物のうち特に緊急に保護を図る必要があるものとして知事が指定するもの)の生きている個体の捕獲等及び条例に違反して捕獲等をされた個体の所持等を原則として禁止することとしました。
 - (4) 特別指定希少野生動植物の個体の譲渡しの事業をしようとする場合は、知事への届出を義務付けることとしました。
 - (5) 指定希少野生動植物の個体の生息地等のうち重要と認められるものを生息地

等保護区として指定し、一定の開発行為を規制することとしました。

(6) 県が策定する保護回復事業計画に基づいて、県、市町村等は必要に応じて保護回復事業を実施することとしました。

2 この条例は、平成16年1月1日((1)については、公布の日)から施行します。

◇浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例(条例第33号)

1 諸経費の増大に伴い、浄化槽保守点検業者登録手数料の額を改定しました。

2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇長野県工業関係試験研究機関試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第34号)

1 試験検査項目の追加に伴い、プラスチック試験の手数料の上限額を改定しました。

2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例(条例第35号)

1 試験に要する経費の増大に伴い、受験手数料の額を改定しました。

2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例(条例第36号)

1 試験に要する経費の増大に伴い、受験手数料の額を改定しました。

2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇長野県営射撃場条例の一部を改正する条例(条例第37号)

1 長野射撃場及び菅平射撃場の廃止に伴い、所要の改正をしました。

2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇長野県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第38号)

1 南信州広域公園の管理運営をより地域に密着したものとするため、管理委託先を財団法人長野県公園公社からみなみ信州農業協同組合へ変更しました。

- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇長野県建築基準条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 建築基準法の一部改正により、一団地認定制度と総合設計制度の手続を一本化した手続が設けられたことに伴い、所要の改正をしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 受益者負担の適正化を図るため、白馬ジャンプ競技場のリフト使用料の額を改定しました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇長野県ガス供給条例の一部を改正する条例(条例第41号)

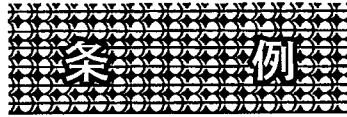
- 1 計量法等の改正により、ガスメーターの規格が改められたことに伴い、所要の改正をしました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。
-

◇政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第42号)

- 1 政務調査費の一層の透明性を確保し、議会の情報公開を推進するため、議長に提出する会派の収支報告書に、すべての領収書を含む証拠書類の写しの添付を義務付けました。
- 2 経費を節減し、財政改革を推進するため、平成18年3月31日までの間の政務調査費の額は、月額29万円(現行31万円)に会派の所属議員の数を乗じて得た額としました。
- 3 この条例は、平成15年5月1日から施行し、同日以後に交付する政務調査費について適用します。
-

◇長野県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第43号)

- 1 議員定数の改正に伴い、常任委員会の委員定数を改正しました。
- 2 この条例は、平成15年4月30日から施行します。



公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定による規模を定める条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第1号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定による規模を定める条例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和47年政令第284号)第3条第3項ただし書の規定による規模は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項の規定により指定された都市計画区域及び同法第11条第1項後段の規定により都市計画区域外に定められた都市計画施設の区域について、100平方メートルとする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

企 画 課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第2号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県情報通信技術講習推進特例基金の項及び長野県印刷事業経営基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

情報政策課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第3号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の14の2の項を削り、同表の16の項及び17の項を次のように改める。

16 理容師法施行条例（平成11年長野県条例第48号）第2条第3号の規定による承認	長野市
17 美容師法施行条例（平成11年長野県条例第49号）第2条第3号の規定による承認	長野市

別表の32の項を次のように改める。

- 32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等（鳥獣による生活環境等に係る被害の防止を目的としたカルガモ、キジバト、ミヤマガラス、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニューナイスズメ、スズメ、ドバト、サル、ノウサギ、イノシシ（イノブタを含む。）、ヌートリア、ノイヌ及びノネコの捕獲等で国又は県の機関以外の者が行うものに限る。）の許可
 - (2) 第9条第2項の規定による許可申請の受理（(1)の許可に係るものに限る。(3)から(11)までにおいて同じ。）
 - (3) 第9条第4項の規定による有効期間の設定
 - (4) 第9条第5項の規定による許可条件の設定
 - (5) 第9条第7項の規定による許可証の交付
 - (6) 第9条第8項の規定による従事者証の交付
 - (7) 第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付
 - (8) 第9条第11項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理
 - (9) 第9条第12項の規定による報告の徴収
 - (10) 第10条第1項の規定による措置命令
 - (11) 第10条第2項の規定による許可の取消し
 - (12) 第19条第1項の規定による飼養の登録
 - (13) 第19条第2項の規定による登録申請の受理（第24条第11項において準用する場合を含む。）
 - (14) 第19条第3項の規定による登録票の交付
 - (15) 第19条第5項の規定による有効期間の更新
 - (16) 第19条第6項の規定による登録票の再交付（第21条第2項において準用する場合を含む。）
 - (17) 第20条第3項の規定による登録鳥獣の譲受け又は引受けの届出の受理
 - (18) 第21条第1項の規定による登録票の返納の受理
 - (19) 第22条第1項の規定による措置命令
 - (20) 第22条第2項の規定による登録の取消し
 - (21) 第24条第1項の規定による販売許可
 - (22) 第24条第3項の規定による有効期間の設定
 - (23) 第24条第4項の規定による許可条件の設定
 - (24) 第24条第5項の規定による販売許可証の交付
 - (25) 第24条第6項の規定による販売許可証の再交付
 - (26) 第24条第8項の規定による販売許可証の返納の受理
 - (27) 第24条第9項の規定による措置命令
 - (28) 第24条第10項の規定による許可の取消し
 - (29) 第75条第1項の規定による報告の徴収（(1)及び(2)の許可に係るものに限る。）
 - (30) 第75条第3項の規定による立入検査（(1)、(2)及び(2)の許可等に係るものに限る。）

市町村

別表の41の項中「第31条の2第2項第10号のハ」を「第31条の2第2項第11号のハ」に、「第31条の2第2項第11号のニ」を「第31条の2第2項第12号のニ」に、「第62条の3第4項第10号のハ」を「第62条の3第4項第11号のハ」に、「第62条の3第4項第11

号のニ」を「第62条の3第4項第12号のニ」に改め、同表の42の項を次のように改める。

42 削除	
-------	--

別表の43の項中「建築基準法」の次に「(昭和25年法律第201号)」を加える。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表の32の項の改正規定は、平成15年4月16日から施行する。

人事活性課

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第4号

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例(平成13年長野県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(一般職の職員の給与の特例)」を付し、同条を次のように改める。

第4条 一般職の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する者を含む。以下同じ。)の給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号。以下「一般職員給与条例」という。)第6条から第9条まで、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号。以下この条及び次条において「学校職員給与条例」という。)第5条から第8条まで及び第11条から第12条まで、長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号。以下この条及び次条において「警察職員給与条例」という。)第6条から第9条まで、任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号。以下この条において「任期付職員条例」という。)第4条並びに任期付研究員の採用等に関

する条例(平成14年長野県条例第41号。以下この条において「任期付研究員条例」という。)第5条の規定にかかわらず、これらの規定により定める額から、当該額に職員の区分に応じて次の表に掲げる割合(次項において「特定割合」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

職 員	割 合
(1) 給料の特別調整額の支給を受ける職員のうち、その支給割合が100分の22以上のもの	100分の10
(2) 任期付職員条例第4条第1項の給料表の6号俸以上の給料月額を受ける職員	
(3) 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の6号俸以上の給料月額を受ける職員	
(4) 給料の特別調整額の支給を受ける職員のうち、その支給割合が100分の22未満のもの	100分の8
(5) 任期付職員条例第4条第1項の給料表の3号俸、4号俸又は5号俸の給料月額を受ける職員	
(6) 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の3号俸、4号俸又は5号俸の給料月額を受ける職員	
(7) (1)から(6)までに掲げる職員以外の職員のうち、一般職員給与条例第34条第1項の期末手当基礎額の算定について同条第4項の規定の適用を受けるもの及び学校職員給与条例第27条第1項又は警察職員給与条例第25条の規定によりこの例によることとされるもの	100分の6
(8) 上記以外の職員	100分の5

2 一般職の職員の給料の調整額は、特例期間においては、一般職員給与条例第12条第1項、学校職員給与条例第16条第1項及び警察職員給与条例第12条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により人事委員会が定める額から、当該額に特定割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

3 一般職員給与条例第3条、学校職員給与条例第2条第3項及び警察職員給与条例第3条第2項に規定する手当のうち給料月額又は給料の調整額をその手当の額の算出の基礎とするもの、任期付職員条例第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当、任期付研究員条例第5条第5項に規定する任期付研究員業績手当並びに長野県職員退職手当条例の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる給料月額及び給料の調整

額については、前2項の規定は適用しない。

第4条の次に次の2条を加える。

第5条 一般職の職員の給料の特別調整額は、特例期間においては、一般職員給与条例第12条の2第1項、学校職員給与条例第16条の2第1項及び警察職員給与条例第13条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により人事委員会が定める額から、当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

第6条 一般職の職員の扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、特例期間においては、一般職員給与条例第15条の規定にかかわらず、1,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同条の規定による額に加算した額とする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

人事活性課

長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第5号

長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県証明事務手数料徴収条例（昭和32年長野県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1を次のように改める。

1 経歴についての証明事務

軍歴証明手数料 400円

別表の2中「350円」を「400円」に改め、同表の3中「350円」を「400円」に、「450円」を「500円」に改め、同表の4から6まで中「350円」を「400円」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

財政改革課

特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第6号

特別会計設置条例の一部を改正する条例

特別会計設置条例(昭和39年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県公債費特別会計の項中「市場公募債事務」を「公債事務」に、

「 | 5 その他諸収入 | 」を

5	県債
6	その他諸収入

 に改め、同表の長野県印刷事業

費特別会計の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年5月31日までの間に限り、この条例による改正前の特別会計設置条例別表に規定する長野県印刷事業費特別会計(以下「長野県印刷事業費特別会計」という。)により経理すべき歳入又は歳出については、平成14年度の長野県印刷事業費特別会計の歳入又は歳出として経理することができる。

財政改革課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第7号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「350円」を「400円」に改める。

第18条第4項中「法人(第28条第1項及び第33条第1項において)」を「法人(以下)に改める。

第33条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 収益事業を行う特定非営利活動法人の設立の日の属する事業年度から当該設立の日から起算して5年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度について、当該事業年度における収益事業の損金の額が益金の額を超える場合に限り、当該収益事業を行う特定非営利活動法人に対する県民税の均等割を減免する。

第40条の2の2を第40条の2の3とし、第40条の2を第40条の2の2とし、第40条の次に次の1条を加える。

(特定非営利活動法人の取得する不動産に係る不動産取得税の課税免除)

第40条の2 特定非営利活動法人が、その設立の日から5年以内に当該特定非営利活動法人の特定非営利活動(特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。第118条の2の2において同じ。)に係る事業の用に供する不動産として地方事務所長が認めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課さない。

2 前項の規定による課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を地方事務所長に提出しなければならない。

第80条第1項第1号及び第2号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」に改め、同項第3号中「丙種狩猟免許」を「第二種銃猟免許」に改め、同条第2項第1号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第14条第3項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第68条第2項第4号」に、「専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区」を「放鳥獣猟区」に改める。

第92条第2項を削る。

第118条の2の次に次の1条を加える。

(特定非営利活動法人が譲り受けた自動車に係る自動車取得税の課税免除)

第118条の2の2 特定非営利活動法人が、その設立の日から5年以内に当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車として知事が認めるものを無償で譲り受けた場合における当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

2 前項の規定による課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

第118条の3第2項第4号中「前条第3項」を「第118条の2第3項」に改める。

第118条の8中「取得である」を「取得若しくは第118条の2の2第1項に規定する自動車の取得である」に改める。

第141条第1号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」に改め、同条第2号中「丙種狩猟免許」を「第二種銃猟免許」に改める。

第143条に次の1号を加える。

(6) 創業 事業を営んでいない個人が新たに県内に主たる事務所又は事業所を有する法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始することをいう。

第144条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(低工地区等における事業に係る課税免除等)」を付する。

第145条の見出しを削り、同条中「第40条の2」を「第40条の2の2」に改める。

第146条の見出しを削り、同条の次に次の見出し及び2条を加える。

(創業等に係る課税免除)

第146条の2 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に創業をした株式会社、合名会社、合資会社、有限会社又は企業組合で当該法人の設立の日の属する事業年度の開始の日における資本の金額又は出資金額が1,000万円以下のもの(創業について規則で定めるところにより地方事務所長の認定を受けた法人に限る。)については、その創業の日の属する事業年度から創業の日から起算して5年を経過する日の属する事業年度までの間の各事業年度に限り、当該法人が行う事業に対する事業税は課さない。

2 前項の規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む法人については、適用しない。

第146条の3 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に設立をした特定非営利活動法人については、その設立の日の属する事業年度から設立の日から起算して5年を経過する日の属する事業年度までの間の各事業年度に限り、当該特定非営利活動法人が行う事業に対する事業税は課さない。

第147条中「又は第145条」を「、第145条、第146条の2第1項又は前条」に改める。
附則第14条第1項中「第40条の2」を「第40条の2の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第80条及び第141条の改正規定は、平成15年4月16日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)第33条第2項の規定は、平成15年3月31日以後に終了する事業年度分の法人の県民税について適用する。

(不動産取得税に関する規定の適用)

3 新条例第40条の2第1項の規定は、施行日以後の不動産の取得について適用する。

(自動車取得税に関する規定の適用)

4 新条例第118条の2の2第1項の規定は、施行日以後の自動車の取得について適用する。

税 務 課

長野県短期大学条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第8号

長野県短期大学条例の一部を改正する条例

長野県短期大学条例(昭和39年長野県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「女子教育の振興」を「県民の生活及び文化の向上」に改め、「、高等学校における教育の基礎の上に」を削り、「授けるとともに、」を「授け、深く」に、「教授研究」を「教授研究することにより、優れた人材を育成」に改める。

別表中

年 額	361,800	県内の者	84,600
		県外の者	169,200
1 単位	13,800		28,200
年 額	178,800		30,700

を

に改める。

年 額	379,200	県内の者	84,600
		県外の者	169,200
1 単位	14,400		28,200
年 額	201,600		31,300

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

法規学事課

長野県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第9号

長野県情報公開条例の一部を改正する条例

長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。
第7条第2号のうち「特定独立行政法人」の次に「及び日本郵政公社」を加える。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

法規学事課行政情報室

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第10号

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例

長野県福祉大学校条例(平成6年長野県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号のイを次のように改める。

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第1号から第4号まで又は第77条の5各号のいずれかに該当する者

第4条第1号のウを削り、同条第2号中「前号のア又はイ」を「前号」に、「児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第1項第1号」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定(「前号のア又はイ」を「前号」に改める部分を除く。)は、平成15年11月29日から施行する。

厚生課

長野県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第11号

長野県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

長野県介護保険財政安定化基金条例(平成12年長野県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,000分の5」を「1,000分の1」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

高 齢 福 祉 課

長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第12号

長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例（昭和49年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 肢体不自由者及び視覚障害者の援助に必要な短期間の入所による保護

第3条第1項中「おいて」を「入所しようとする者（身体障害者福祉法第18条第3項の規定により入所する者を除く。）又はセンターにおいて」に改める。

別表中	1	文書料	(2)	諸証明書	〃	保健所条例（昭和39年長野県条例第34号）別表第2に掲げる額
	「					

を	1	文書料	(2)	諸証明書	〃	保健所条例（昭和39年長野県条例第34号）別表第2に掲げる額
	2	訓練又は保護	身体障害者福祉法第17条の4第2項第1号又は第17条の10第2項第1号の規定により市町村長が定める基準により算定した額			
に、						

「

2 診療

」を「

3 診療

」に改め、「食事療養の費用額算定表」の次に「、

健康保険法第86条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法（平成14年厚生労働省告示第81号）」を加え、「老人医科診療報酬点数表又は」を「老人医科診療報酬点数表、」に、「により」を「又は老人保健法第31条の3第1項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準（平成14年厚生労働省告示第82号）により」に、

「

3 1及び2に掲げるもののほか、特殊な医療、施設等を利用する場合	知事が別に定める額
----------------------------------	-----------

」

を

「

4 特別入院料	選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号）第5号に定める点数に100分の15を乗じて得た点数により算定して得た額に相当する額
5 1から4までに掲げるもののほか、特殊な医療、施設等を利用する場合	知事が別に定める額

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

（備考） 「特別入院料」とは、健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成6年厚生省告示第236号）第12号又は老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成6年厚生省告示第251号）第11号に規定する入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る料金をいう。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

障 害 福 祉 課